

国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ

健康増進課 医療保険班 ☎ 73 - 5502

「こんなとき」は、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの（欄外下の■を併せてご確認ください）	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書等 (前住所地で申請し交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	—
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	—
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	—
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	—
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・事故証明（交通事故の場合）	保険証・事故証明（交通事故の場合）
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未 満の方で、医療保険の変更手続きをす るとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診 断書等障害の程度を確認できる書類・ 保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。		

■手続きに必要なもの（共通）

- ・該当する方の印鑑
 - ・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）
- ※代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものもお持ちください。

○各種届出は、最寄りの総合支所または出張所で手続きできます。詳細につきましては、お問い合わせください。

ペットは正しく飼いましょう

犬・猫に関する苦情が増えています

生活衛生課 生活衛生班
☎ 0820 (79) 1010

○犬の飼い主の方へ

- ・犬のフンや尿に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、フンをしたら袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。尿には水をかけるなどし、臭いの残らないよう配慮しましょう。
- ・放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。
- ・飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけるようにしましょう。
- ・生後 91 日以上の子犬は、「登録」と毎年 1 回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ・死亡したとき、または飼い主の住所や飼い主が変わったときは、届出が必要です。

- ・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票を付けましょう。

○猫の飼い主の方へ

- ・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- ・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

◎野良猫へのエサやりについて

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。